

## 長崎県介護・障害福祉サービス施設等原油価格・物価高騰緊急支援事業費補助金実施要綱

### (趣旨)

第1条 県は、原油価格・物価高騰の影響を受けた介護サービス施設等及び障害福祉施設等(以下「施設等」という。)の負担軽減を図ることにより、安定的なサービスの提供の継続を促進するため、予算の定めるところにより、介護・障害福祉サービス等原油価格・物価高騰緊急支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。)長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第460号の9。以下「交付要綱」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

### (交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象は、申請時点でサービス提供を継続中かつ運営に要する経費の支払実績を有する、別表1に掲げるサービス種別の施設等を運営する社会福祉法人等とする。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、施設等が負担する電気代又はサービス提供のための訪問等に使用する車両の燃料代に要する経費とする。

### (補助額の算定方法)

第4条 補助金は、次により算出する。算出された額に、1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

#### (1)別表1の分類が通所系・入所系に該当する施設等

##### ア 令和4年3月31日以前から事業を運営する施設等

##### 1)令和3年4月1日以前から事業を運営する施設等

令和3年度に施設等が負担した電気代の実績額に物価上昇率(18.6%)及び補助率(1/2)を乗じて得た額

##### 2)令和3年4月2日から令和4年3月31日までに運営を開始した施設等

運営開始の月から令和4年3月までに施設等が負担した電気代の実績額を12か月分に換算した額に物価上昇率(18.6%)及び補助率(1/2)を乗じて得た額  
ただし、運営開始の日が月の途中である場合の運営開始の月の実績額は、当該月の電気代の日割の実績額に当該月の1日から末日までの日数を乗じた額とする。

##### イ 令和4年4月1日以降に運営を開始した施設等

運営開始の月から申請日の前月までに施設等が負担した電気代の実績額を運営開始の月から申請日の前月までの月数で除して得た額に、運営開始の月から令和5年3月までの月数、18.6/118.6及び補助率(1/2)を乗じて得た額

ただし、運営開始の日が月の途中である場合の運営開始の月の実績額は、当該月の電気代の日割の実績額に当該月の1日から末日までの日数を乗じた額とする。

#### (2)別表1の分類が訪問系・相談系に該当する施設等

申請日において、交付の対象とする施設等でサービス提供のために使用する車両の台数に46千円及び補助率(1/2)を乗じて得た額

ただし、申請可能な車両の台数は、当該施設等において勤務した直接処遇職員の申請日の前月分(月の初日から末日まで)の勤務実績の常勤換算後の人数(小数点以下の端数がある場合は第一位を切り上げ)を上限とする。

### (添付書類及び提出期限)

第5条 規則第4条の規定により、申請書に添付すべき書類は、次のとおりとし、提出すべき期限は、令和5年1月末日とする。

#### (1)所要額計算書(様式第2号)

- (2)訪問用車両申告書（様式第3号）
- (3)誓約書（様式第4号）
- (4)施設等が負担した電気代の実績額を確認できる領収書等の写し
- (5)振込先口座が確認できる通帳の写し

（交付の条件）

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1)補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。
- (2)補助金の交付対象となった施設等を廃止又は休止する場合には、あらかじめ県に報告しなければならない。

（交付の決定の除外）

第7条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する者であると認めるときは、交付の決定を行わないものとする。

- (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2)暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3)暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

（手続の併合）

第8条 規則第21条の規定により、規則第4条及び規則第13条の手続並びに規則第7条及び第14条の手続は、それぞれ併合して行うものとする。

また、規則第16条の手続については、交付要綱第9条の規定により省略する。

（補助金の交付決定の取消し）

第9条 知事は、補助事業者が第7条各号のいずれかに該当することが判明し、補助金を他の用途へ使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定内容又はこれに附した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して法令等に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助金に係る補助金等の交付決定の全部一部を取り消すことができる。

3 前2項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の確定があった後においても適用があるものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和4年11月30日から施行する。

別表1（第2条関係）

介護・障害福祉サービス事業所等原油価格・物価高騰緊急支援事業における分類

区分	分類	サービス種別		
介護サービス施設等	通所系・入所系	通所介護		
		通所リハビリテーション		
		短期入所生活介護		
		短期入所療養介護		
		指定介護老人福祉施設		
		特定施設入居者生活介護		
		介護老人保健施設		
		指定介護療養型医療施設		
		介護医療院		
		地域密着型通所介護		
		認知症対応型通所介護		
		小規模多機能型居宅介護		
		認知症対応型共同生活介護		
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
		複合型（看護小規模多機能型居宅介護）		
		養護老人ホーム		
		軽費老人ホーム		
		訪問系・相談系	訪問介護	
	訪問入浴介護			
	訪問看護			
	訪問リハビリテーション			
	福祉用具貸与			
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
	夜間対応型訪問介護			
	指定居宅介護支援事業所			
	障害福祉サービス施設等		通所系・入所系	療養介護
				生活介護
		自立訓練（機能訓練）		
自立訓練（生活訓練）				
宿泊型自立訓練				
就労移行支援				
就労継続支援A型				
就労継続支援B型				
就労定着支援				
自立生活援助				
児童発達支援				
放課後等デイサービス				
短期入所				
障害者支援施設				
共同生活援助				
福祉型障害児入所施設				
医療型障害児入所施設				
訪問系・相談系		居宅介護		
		重度訪問介護		
		同行援護		
		行動援護		
		居宅訪問型児童発達支援		
		保育所等訪問支援		
		計画相談支援		
		地域相談支援		
		地域移行支援		
		地域定着支援		
障害児相談支援				